

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1145号

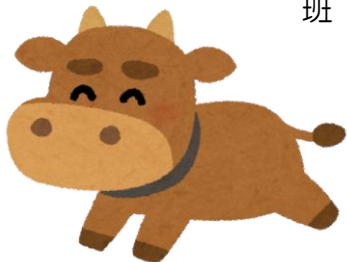
「本山まるごと応援スタンプラリー」

抽選会を開催しました

「本山まるごと応援スタンプラリー」の抽選会を令和7年1月14日に行いました。総数3,301件の応募がありました。賞品は1月中旬から当選者の方へ随時発送します。多くの参加ありがとうございました。

【当選口数】

- ◆S賞…1万5千円相当の土佐めかつしセット 10本(1000件中)
 - ◆A賞…8千円相当の土佐めかつしセット 30本(2000件中)
 - ◆B賞…5千円相当の地場産品セット 50本(6000件中)
 - ◆C賞…2千円相当の地場産品セット 1000本(1,0001件中)
- 【問い合わせ先】
まちづくり推進課 産業振興班
電話 76-3916



本山町生活応援地域振興券

加盟店舗の募集

本山町では、電力・ガス・食料品等の物価高騰により影響を受けた町内の商工業者の支援と、地域における消費を喚起・下支えするため、令和7年2月1日現在の全町民を対象とした本山町生活応援地域振興券を発行予定です。町内の店舗で幅広く利用できるよう、加盟店舗を募集します。

【加盟条件】

町内で商工業を営む事業者（支店・営業所を含む）
※現在本山町商工会に加盟している事業者は、申込書の提出は必要ありません。
商工会加盟店以外の事業所の参加を広く公募するものです。

【加盟方法】

「本山町生活応援地域振興券取扱事業者登録申請書」及び「誓約書」をまちづくり推進課に提出ください。

※提出いただいた事業所は、加盟店一覧表に掲載します。

【申請書等について】

まちづくり推進課、本山町商工会備付ものほ、本山町ホームページからダウンロードいただけます。
ホームページ掲載箇所について
本山町ホームページ

申請書ダウンロード



本山町生活応援地域振興券加盟店舗の募集について

【申込期限】

令和7年2月21日(金) ※期限厳守
【各世帯への配布について】

額面1冊5,000円分(5000円×10枚綴)の地域振興券を1人に1冊配布します。3月上旬より各世帯に送付予定で、使用期間は令和7年4月上旬(予定)～令和7年6月30日(月)です。

【加盟店の申込み・問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班
電話 76-3916

点検商法にご注意を！

点検商法とは、自宅の屋根や床下などを「無料で点検します」と来訪し、「すばい工事しないと危険」と不安をおおったり、「今日なら特別価格」とお得感をうらつかせたりして、高額な工事を契約させる悪質商法のことです。点検のふりをして逆にカメラをきたたり、ウソの写真を見せて信用させ、追加の工事や商品を勧めたりする業者もいます。

◆この言葉には要注意！

- ・無料点検します。
- ・甲の修理しながら近所に迷惑がかかると言います。
- ・保険適用の安い修理を勧めます。

不審に感じることがあれば、消費者ホットライン「1000(555)」にご相談ください。

【問い合わせ先】

高知県民生活消費生活センター
電話 0888-824-0666
まちづくり推進課 電話 76-3916

農地の貸借の方法が変わります

農地の貸借で活用している利用権設定等促進事業(通称:相対契約)は農業経営基盤強化促進法の改正により令和7年4月1日以降は利用できなくなります。

令和7年度以降に農地を貸借する場合は、農地中間管理事業が農地法3条に基づいて貸借の手続きとなります。

【農地中間管理事業】

- ・貸主と借主の間で「高知県農地中間管理機構(高知県農業公社)」が仲介する契約です。
- ・賃料は中間管理機構が借主から貸主に支払います。
- ・相対契約よりも賃借料は、手続きには時間がかかります。

【農地法3条】

賃借借の設定または使用賃借権の設定をする場合は、農地法3条に規定する許可申請書を提出し、農業委員会からの許可を受ける必要があります。

【相対契約について】

現在賃借期間中の農地については、終期まで継続利用ができません。

また、従来の相対契約による農地の貸借については農業委員会から交付する10日が最終となり、その後の期限までに提出をお願いします。

詳細については、農業委員会事務局までお問い合わせください。

【提出・問い合わせ先】

高知県の推進課内
農業委員会事務局 電話 76-309-6

令和7年度軽自動車税

(種別割)について

令和7年度軽自動車税(種別割)は、令和7年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車等の所有者へ課税されます。次のような場合は、令和7年3月31日(月)までに申請手続きを済ませてください。

- ・所有者変更した場合
- ・住所変更した場合
- ・所有者が亡くなった場合
- ・紛失・盗難にあった場合
- ・使用不能となった場合

小型特殊自動車の軽自動車税(種別割)

課税対象について

フォークリフトや乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植え機などの農耕作業用等の小型特殊自動車は、所有していれば軽自動車税(種別割)の課税対象となり、申請・登録が必要です。

現在お持ちのフォークリフト等の小型特殊自動車(長さ4700mm以下、幅1700mm以下、高さ2000mm以下に該当するもの)のうち、最高速度15km/h以下のもの(や農耕作業用の小型特殊自動車)最高速度が、35km/h未満のもの)で、申請されていないものがありましたら、令和7年3月31日(月)までに手続きをお願いします。

なお、市町村から交付される標識(ナンバー)は公道走行を許可するものではなく、課税標識となります。

【手続きに必要なもの】

車名、車体番号、大きさ、最高速度のわかるもの

【問い合わせ先】

住民生活課 税務班 軽自動車税担当
電話 76-211-5

特設人権相談所開設のお知らせ

人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します。女性・子どもに関する人権問題、高齢者や障がい者に対する差別や虐待、その他の暮らしの悩みごと等、人権に関する相談をお受けします。

困った時は一人で悩まず人権擁護委員にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

【日時】2月13日(木) 午前10時～正午
午後1時～3時

【開設場所】吉野公民館

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班 電話 76-211-5



本山町運送事業者燃料費高騰対策

支援補助金事業について

町は、燃料価格の高騰等の影響を受けた運送事業者に対し、緊急的に経営の負担軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付します。

【補助対象事業者】

左記のいずれかに該当する事業者を対象とします。

- ①道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第10条第1項第1号ロに掲げる運賃を適用する者に限る)及び同法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者
- ②道路運送法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者
- ③自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第2項に規定する自動車運転代行業者
- ④貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び同条4項に規定する貨物軽自動車運送事業者

【補助金額】

◆貨物軽自動車運送事業

・・・車両1台あたり1万5千円の補助

◆一般乗用旅客自動車運送業

自動車運転代行業(随伴用登録車両に限る)
一般貨物自動車運送事業(霊柩車)

・・・車両1台あたり2万円の補助

◆一般乗合旅客自動車運送業

一般貸切旅客自動車運送事業
一般貨物自動車運送事業(霊柩車を除く)

・・・車両1台あたり2万5千円の補助

【申込期限】令和7年2月28日(金)午後5時まで
【申込み・問い合わせ先】

政策企画課 電話76-3915

※申請書類の様式及びデータは町ホームページ及び政策企画課にあります。

献血のお知らせ

2月25日(火)保健福祉センターに献血バスがやってきました。皆様の協力をお願いします。

【時間】午前9時30分～午前12時30分

【献血量】400ミリリットル

【対象者】次の条件にかなう人

◆年齢 男性 17～69歳
女性 18～69歳

◆体重が男女とも50キロ以上の人

◆前回の献血から男性12週間・女性16週間以上がたっている人

◆ヘモグロビン値、血圧測定等で医師が健康と認めらる人

◆出血を伴う歯科治療(歯石除去を含む)をしていない人

◆今までに輸血や臓器移植を受けていない人
◆現在妊娠中、または授乳中ではない人

◆この6ヶ月間に出産、早産していない人

※右記の条件を満たしていても、献血者等の安全確保のため、献血前の医師の問診等により、献血をお断りする場合があります。ご了承ください。

【問い合わせ先】

健康福祉課 電話 70-1060

点訳された広報誌の無料配布について

高知県視覚障害者協会が点訳された高知県内の広報誌を無料配布しています。ご希望の方は問い合わせ先までご連絡ください。

【例】

◆NPO高知

◆高知県議会

◆高知県後期高齢者医療広域連合の資料

(例) ・後期高齢者医療保険料のお知らせ

・後期高齢者医療制度のお知らせ

◆NPTの「タウンページ」点字版

【問い合わせ先】

高知県視覚障害者協会 受付担当 山崎

※受付時間は平日午後1時30分～午後4時30分

〒780-0928

高知県高知市越前町2-4-5

社会福祉法人 小高坂更生センター3階

ホームページ: <http://kochishkyo.jp/>

電話: 088-8075-5247

メール: kenshkyo@yahoo.co.jp

2025年点字カレンダーの

配布について

目の不自由な方で、口頭点字を利用されている方もしくは点字に関心がある方、2025年の点字カレンダーを配布しています。

詳細につきましては、健康福祉課までご連絡ください。

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-1060

障害者の就労相談について

障害者の就労相談窓口を左記のとおり開設しますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制となっておりますので、相談日の3日前までに電話等で予約を入れてください。

【日時】2月21日(金) 午後1時～午後3時

【場所】本山町役場 1階 もつやまホール

【対象者】

- 障害や病気のある方、
- ・一般企業への就職を目指す方
- ・就労の継続や生活に不安のある方
- 障害者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

【問い合わせ・予約先】

障害者就業・生活支援センター「ゆづあい」
電話 088-854-9111



米軍機低空飛行の目撃情報を

お寄せください

近年、町内上空で米軍機とみられる機体の目撃情報が増しており、住民の皆さまから恐怖や不安を感じていることが多数寄せられています。そのため、町では、目撃情報を収集し国等へ申し入れを行っていただくよう、速やかに県へ報告することとしています。

本山町ホームページに「米軍機目撃情報入力フォーム」を作成していますので、米軍機の低空飛行を目撃された方は、入力フォームから情報をお寄せください。併せて、低空飛行の様子を写真や動画で撮影されましたらご提供ください。

【入力項目】

- ・目撃日 ・時間 ・場所 ・機種
 - ・機数 ・飛行高度 ・飛行方向
- ※目撃日及び時間のみ必須項目となっていますので、分かる範囲で情報を入力してください。

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22233
本山町ホームページ
<https://www.town.motayama.kochi.jp>

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さまからの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で開設される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】2月20日(木) 午前10時～正午

【場所】役場2階 相談室

【行政相談員】筒井 幸弘

【問い合わせ先】総務課 電話 76-22233

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施します。費用は無料です。この機会にご利用ください。

なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等で予約をいただください。

【日時】2月21日(金) 午後1時～3時30分

(相談時間は、1組あたり30分です。)

【場所】役場2階 相談室

【内容】

民事関係(金銭貸借、土地明渡し、境界等)、家事関係(夫婦関係、親子関係、相続関係等)の問題を解決するにこの手続の案内

※裁判所の一般的な手続の案内を行つては、法律相談ではありません。

【事前予約連絡先】総務課 電話 76-22233